

## 鹿屋市空き家等バンク利用移住者引っ越し費用補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、本市への移住促進を図るため、鹿屋市空き家等バンク登録台帳に登録された物件（以下「登録物件」という。）に入居する移住者に対して予算の範囲内において鹿屋市空き家等バンク利用移住者引っ越し費用補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

**第2条** この要綱において使用する用語の意義は、鹿屋市空き家等情報登録制度実施要綱（平成27年鹿屋市告示第34号）で使用する用語の例による。

(補助対象者)

**第3条** 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 鹿児島県外から本市への移住を目的として、登録物件を購入又は賃借し、居住する者であること。
- (2) 登録物件を賃借する場合、過去に賃貸借の履歴がない登録物件への入居であること。
- (3) 入居日から3年以上、本市に定住する意思があること。
- (4) 転入転居費用について、ほかの制度による公的住宅扶助（生活保護等）を受けていないこと。

(補助対象経費)

**第4条** 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、引っ越しに直接要した経費で、運送業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）の規定により国土交通大臣の許可を受け、又は届出をした者をいう。）に支払をした経費とする。

(補助金の額)

**第5条** 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、同一物件に対して1回限り5万円を限度として交付する。ただし、当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

**第6条** 補助金の交付を受けようとする者は、鹿屋市空き家等バンク利用移住者引っ越し費用補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 引っ越し費用に係る見積書

- (2) 誓約書（別記第2号様式）
- (3) 登録物件に係る賃貸又は売買契約書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類  
（実績報告）

**第7条** 規則第5条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、引っ越しが完了した日から14日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、鹿屋市空き家等バンク利用移住者引っ越し費用補助金実績報告書（別記第3号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 引っ越し費用に係る領収書
- (2) 転入後の住民票の写し  
（補助金の返還）

**第8条** 市長は、交付決定者がこの要綱に違反し、又は不正の手段により補助金を受けたと認めた場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（その他）

**第9条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

#### 別記

第1号様式（第6条関係）

第2号様式（第6条関係）

第3号様式（第7条関係）